

学校法人 東京工芸大学
次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

本学の教職員が仕事と生活の調和を図り、健康で働きやすい職場環境のもとその有する能力を發揮できるよう、以下のとおり行動計画を策定し、推進する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

＜目標1＞ 育児休業休暇・介護休業休暇の取得率の向上と男性職員の取得率促進を実施する。

＜対 策＞

【実施時期：令和3年度】

- ① 育児休業休暇規程・介護休業休暇規程を今年度改正し、より取得しやすい環境を整備したことによる各規程の周知を行い、その利用を促進する。

【実施時期：令和4年度（以降継続）】

- ② 男性教職員の各休暇取得率を向上させるため、休暇取得の阻害要因となっている事由を調査し、取得可能な職場環境を形成する。

＜目標2＞ 年次有給休暇取得率向上のため、計画期間内平均が令和2年度取得率からさらに10%増加させるための措置を行う。

＜対 策＞

【実施時期：令和3年度】

- ① 令和2年度の有給休暇取得率を算出し、部署毎の取得率を比較して取得率の低い部署についてその要因を調査するとともに、取得率の高い部署についてその要因を調査しその内容を共有する。

【実施時期：令和4年度（以降継続）】

- ② 法律で義務付けられている年間5日以上の有給休暇取得の他に、年末年始やゴールデンウィークなどにおける連続休暇取得の推進、また授業期間ではない時期における有給休暇取得を推進する。